

第4章 計画の内容

基本目標 1 暮らしの安心につながる支えあいの仕組みをつくる

校区検討会では、地域における心配事として、どの校区においてもひとり暮らし高齢者などへの見守りをどのようにしていくかや、高齢者だけの世帯の生活の不安などがあげられました。また、子どもが巻き込まれる事件が多発していることから、子どもの見守りの必要性や安全な遊び場の問題などについても多くの指摘がありました。子どもに関しては、近隣で児童虐待ではないかと気になることがあるといった声もありました。

市民意識調査では、各年代を通じて地震など災害時の不安をあげる人が多くいますが、自分自身や家族の健康や介護については年代の高い人ほど不安感が強くなっています。自由意見からは、子育て環境を良くしてほしいといった意見が多くみられました。

また、障害のある人やひとり親世帯などが抱える課題もあります。これらの課題は福祉制度だけでは解決できない問題も多く、支援を必要としながらも、制度の狭間にあって、支援を受けられずにいる人が多い場合も考えられます。

一方で、校区検討会で、「地域の暖かい人間関係が自慢」という人は多く、市民意識調査からも、親しい近所づきあいをしている人が多い土地柄であることがわかります。本市にはこうした地域福祉を進めていく上での好条件があり、それが地域の潜在力となっています。ただ、地域の活動の中心世代が高齢化して若者の参加が少なかったり、地域内の住民の交流が十分でないと感じられている地域もあります。

今後は、広く住民の交流や若年層の積極的な参加を促し、地域福祉をどのように進めていくかが課題といえます。

(1) 小地域ネットワーク活動の促進

本市では、小地域ネットワーク活動が平成7年度（1995年度）に5地区で始まり、市内全地区をめざして取組みが進められてきました。平成15年度（2003年度）には全地区で実施されるに至り、「市内どこに住んでも安心して暮らせる福祉のまちづくり」の基盤が整ったといえます。これは、府内でも早い取組みで内容も充実したものになっています。これまでは、どちらかといえば、高齢者を対象とした活動が中心でしたが、近年子どもをめぐる事件や事故が多発していることや、児童虐待の問題、育児に不安を抱える保護者が多いことなどから子どもも視野に入れて、小地域ネットワーク活動のあり方をとらえ直し、「明るい元気なまちづくり」の実現をめざしています。

【重点的な取組みの方向】

- 地域における活動への支援
- 日常的な取組みの促進



《それぞれが展開していくこと》

市	■ 支援を必要とする人をサービスにつなぐ連携の支援 ■ 小地域ネットワーク活動の市民への広報・情報提供
地域 地域住民 社会福祉協議会 事業者 地域活動団体等	■ 小地域ネットワーク対象者の掘り起こし ■ ボランティアへの参加の呼びかけ ■ 日頃から気軽に声をかけあえる地域の人間関係づくり

(2) 地域住民の交流促進

ひと昔まえとくらべて近所づきあいの疎遠化が指摘される中で、本市では親密な近所づきあいが比較的多くみられています。こうしたことは、近所で支援を必要としている人がいれば協力したいという気持ちや、困っている人を見かけたら力になりたいという気持ちにつながっています。

一方で、若者や子どもに声をかけにくい状況や地域の中で生活者としてのマナーが守られていない状況もみられます。

地域でお互いが顔の見える関係であれば、マナーやモラルの問題など、みんなが気持ちよく暮らす方向に向いていくと考えられます。

また、地域住民の交流が広がれば、自然な見守りとなり、地域の安全性が高まることにもつながります。

【重点的な取組みの方向】

- 世代間交流の促進
- 社会的支援を要する人との交流の促進
- 交流拠点の整備



《それぞれが展開していくこと》

市	■ 世代間交流につながる生涯学習機会の提供 ■ 社会福祉施設等への住民の理解促進 ■ 既存施設の有効活用 ■ 余裕教室等の活用の検討
地域 地域住民 社会福祉協議会 事業者 地域活動団体等	■ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層がともに交流する機会づくり ■ 高齢者の生活の智恵や技能を伝承する機会づくり ■ 交流の機会への参加 ■ 地域の社会福祉施設等へのボランティアとしての協力 ■ 地域行事等への要介護高齢者や障害者等の参加呼びかけ

(3) 緊急・災害時の助けあい機能の確立

地域には、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人や子どものいる世帯、外国人世帯など、さまざまな市民が暮らしています。このような世帯では、犯罪や災害などの緊急事態が発生した場合、適切な対応を図ることが困難な場合が容易に予想されます。ふだんから地域での見守り活動を推進し、緊急時の対応を迅速に行える基盤をつくっておく必要があります。

また、災害が発生した場合においても、初期の段階で近隣間で救助活動ができるよう、地域での自主的な防災体制の整備が求められます。さらに今後、発生が予測される大規模地震に備え、災害時のボランティアの整備も必要です。

【重点的な取組みの方向】

- 市民による見守り活動の推進
- 地域の自主防災活動の促進
- 災害に備えた体制の整備
- 情報収集伝達体制の整備



《それぞれが展開していくこと》

市	■ 防災についての住民の理解促進 ■ 防災教室等の有効活用 ■ 地域の自主防災活動の促進支援 ■ 地域の見守り活動の推進支援 ■ 災害発生時のボランティア受け入れ体制の整備 ■ 情報収集伝達体制の整備
地域 地域住民 社会福祉協議会 事業者 地域活動団体等	■ 地域における防災のための組織化の促進 ■ 防災について学習する機会づくり ■ ひとり暮らし高齢者や障害者等で支援が必要な人への見守り活動の推進

(4) 福祉意識の醸成

誰もが安心して暮らせる地域をつくるためには、高齢者や障害者など支援を必要とする人々が福祉サービスを受ける権利の主体者であることを、当事者だけでなく地域住民すべての人々が当然のこととしてとらえる必要があります。

また、障害者等の社会参加の機会が保障され、自らの意思に基づいて生活におけるさまざまなことを決める権利が保障されなければなりません。

こうした支援を必要とする人々の課題を含めて、住民が地域社会における生活課題やそれに対応するサービスの現状、住民が果たすべき役割などを、自分自身の問題として認識し、主体的にかかわる姿勢をもつには、福祉や人権尊重の意識が浸透していなければなりません。

学校教育や生涯教育において、人権尊重を基盤としている「福祉」に対する正しい理解や、福祉の心を育て、福祉社会を志向する人間づくりをめざすことが重要です。

他人に対する優しさ、思いやりの心を育てることが大切であり、共感する心が他人の立場を認めたり、助け合ったり、励ましあったりする行動として自然に現れてくるのだと考えます。全ての福祉活動を支えている「思いやりの心」を教育や学習の場で培っていくことが大切です。

【重点的な取組みの方向】

- 福祉教育・人権教育の推進
- 人権文化の意識づくり



《それぞれが展開していくこと》

市	■ 学校園における福祉教育・人権教育の推進 ■ 児童生徒のボランティア体験学習や交流事業の推進 ■ 人権啓発事業の推進 ■ 幼児期からの、障害児や高齢者等との交流学習の推進
地域 地域住民 社会福祉協議会 事業者 地域活動団体等	■ 人権問題を自分自身にひきつけて、一人ひとりの問題と考える学習 ■ 障害者等との交流機会への参加 ■ 地域の社会福祉施設等へボランティアとしての協力